



平成 30 年 11 月 16 日

伊賀市議会議長 岩田 佐俊 様

伊賀市議会議員 田中 覚



文書質問書

伊賀市議会基本条例第 9 条第 3 号の規定に基づき、下記のとおり、市当局の見解を伺いたく、文書質問いたします。

入札の不備と官製談合の疑義について

1. 入札の不備について

契約番号 2018001043

業務委託名 伊賀市役所庁舎警備宿日直業務

履行場所 伊賀市四十九町地内

入札日時 平成 30 年 10 月 16 日（火）午後 2 時 00 分

入札結果 落札額 ¥52,650,000

落札業者 株式会社 K B S 中部営業所 所長 寺嶋伊代子

予定価格 ¥60,672,000

最低制限価格 ¥42,471,000

（※以下、全て税抜き表示とする）

設計金額の積算根拠は警備宿日直業務の 1 日あたりの単価であり、国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室が発行（平成 29 年 12 月 8 日 国営保第 22 号）する平成 30 年度建築保全業務労務単価、愛知地区、警備員 B ¥12,300（1 日 8 時間当たりの単価）を採用している（業務設計書 No.3 備考）。警備宿直業務 2 ポスト 17:15～翌日 8:30 に対して設計単価は ¥15,843、日直業務 2 ポスト 8:30～17:15 に対して設計単価は ¥12,300 と設定している。

平成 30～33 年度伊賀市役所庁舎警備宿日直業務委託仕様書（以下、仕様書という）6 人員体制（P2、31 行目）に“常時必要な人員体制は、次に掲げる人員を最低配置人員とする。”とあり、下表に“配置ポスト 2 ポスト以上”の記載がある。

つまり常時、最低配置人員の 2 ポストを配置することを求めている。また続けて“労働基準法などの労働条件を考慮して適切な交代要員を配備すること。”から、労働基準法

第34条（休憩）で定める休憩時間については、受託者が責任を持ち交代要員を配備することを求めている。

仕様書7 業務内容（3）②（P3、6行目）に“必要な食事は守衛室で適宜済ませること。なお、食事のために守衛室を離れることは、又は庁舎敷地外に出ることは禁止する。”とあり、勤務する者が食事時間といえども守衛室を離れることは許されず、このような場合、現在の通説・判例・行政解釈において「労働基準法上の労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令（監督）下（必ずしも具体的に直接命令された事実だけを意味するものではなく、命じられた業務を遂行するために必要不可欠ないし不可分な行為をする時間も含まれると解される）における時間」と定義されていることから労働時間となる。

また③（P3、8行目）に“仮眠は守衛室にて適宜取ることができる。ただし、緊急連絡等があった場合には、迅速な対応ができる体制を整えておくこと。”とあり、過去の判例（第一小判平成14年2月28日・大星ビル事件判決）から不活動仮眠時間であっても労働からの開放が保障されていない場合に当たり、労働基準法上の労働時間となる。

つまり、常時2ポストを配置し休憩時間は受託者の責において交代要員を配置することは、業務実施時間中において間断なく人件費が発生することとなるが、積算根拠として採用した警備員B￥12,300（1時間当たりの単価は、￥12,300÷8時間＝￥1,537.5）の価格と建築保全業務積算要領及び労働基準法第37条（時間外、休日及び深夜の割増賃金）に定められる夜勤単価が反映されていない。

これに対し当該業務は労働基準法第41条（労働時間等に関する規定の適用除外）に定める監視又は断続的労働に当るとの回答を受けたが、仕様書からは上記の理由等も含め当該業務が監視又は断続的労働であると読み取ることが出来ない。

また労働省労働基準局長（現厚生労働省労働基準局長）が平成5年2月24日に都道府県労働基準局長宛に通達した「警備業者が行う警備業務に係る監視又は断続的労働の許可について」（基発第110号）（以下、当該通達）に、委託契約で賠償責任が課せられる警備業務を行う警備員の労働は、身体の疲労ないし精神的緊張も少なくないと考えられることから、監視又は断続的労働の許可決定に当っては細目が定められており、“必要に応じ出入者の身体や所持品の検査を行うもの”については許可の対象となる業務には該当しないことが明記されている。

また、仕様書4 一般事項（12）（P2、10行目）に“受託者の瑕疵において委託者が受けた損害は補償すること。”と賠償責任が無制限に課せられるとともに、当該通達では“原則として、状態としてほとんど労働する必要のない勤務”が断続的労働に位置付けられおり、労働する必要のない勤務では入札の目的である“本庁舎内の警備を行うことにより、庁舎の安全と平穏を保つこと”を達成することに矛盾を生じる。

加えて、当該入札に係る最低制限価格の比率は70%であり、設計金額内訳の直接人件費￥47,226,138満額に対して、70%の￥33,058,296を業務時間総計43,011.5時間で除

した場合、1時間当たりの直接人件費は￥768と三重県の最低賃金￥846（平成30年10月1日発効）を下回る。

これらのことから、仕様書から読み取れる設計金額が不適切であると考える。

2. 官製談合の疑義について

設計金額の根拠に、労働基準法第41条（労働時間等に関する規定の適用除外）に定める監視又は断続的労働に当るとの回答を受けたが、仕様書からは理由等も含め当該業務が監視又は断続的労働であると読み取ることが出来ない。

公開されている資料から読み取れない情報に対し、本入札に対して有効な入札書を提出され落札が決定するということは、設計者側から設計の根拠情報が漏えいしたものと考えるのが、普通である。

以上のことから、入札の不備及び官製談合の疑いについて、徹底した調査を実施のうえ文章による答弁を望む。

（付記）

添付書類

業務設計書（金額入り）	一式
入札公告書	一通
入札仕様書	一式
入札調書	一通
建築保全労務単価	一式
判例（大星ビル管理事件）	一式
労基通達	一式

以上

